

平成30年9月13日

富国生命保険相互会社

**平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに対する
契約者貸付の特別金利の適用および入院給付金のお取扱いについて**

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山 好映）は、被害を受けられた皆さまに対する支援を目的として、災害救助法適用地域においては以下のお取扱いを実施いたします。

1. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用について

(1) 対象となる契約

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた、災害救助法の適用となる地域に居住している契約者さまの個人保険、個人年金保険

(2) 特別金利

年利0.0%

(3) 特別金利適用限度

貸付可能額全額

(4) 受付期間

平成30年11月30日まで

(5) 特別金利適用期間

貸付日から平成31年3月31日まで

2. 入院給付金のお取扱いについて

弊社では、約款規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所での入院による治療がお受けになれないケースが想定されることを踏まえ、別紙のお取扱いを実施いたします。

ご不明な点などございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

富国生命 お客様センター

電話：0120-259-817

【受付時間】

平日 午前9時から午後5時

以上

入院給付金のお取扱いについて

1. 地震によるケガで入院された場合について

このたびの地震によるケガで入院されたお客さまが、給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所の発行した領収証などをご提出いただくことにより入院給付金をお支払いいたします。

なお、被災地などの事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

2. 地震による影響のため退院が当初の予定より早まった場合について

ケガまたは病気により引き続き入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

3. 地震による影響のため病院に入院できなかった場合について

ケガまたは病気で入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により入院できず、臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

- ※ 入院給付金ご請求のお取扱いについては、ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応させていただきますので、弊社までご相談ください。
- ※ 保険金・給付金のご請求の時効につきましては、従来より3年を経過していても、可能な限りお支払いをさせていただきます。